

平成30年第3回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	平成30年度石川県一般会計補正予算（第 1 号）	1
議案第 2 号	平成30年度石川県立中央病院事業会計補正予算（第 1 号）	11
議案第 3 号	平成30年度石川県立高松病院事業会計補正予算（第 1 号）	13
議案第 4 号	平成30年度石川県港湾土地造成事業会計補正予算（第 1 号）	15
議案第 5 号	平成30年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）	17
議案第 6 号	「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」の議決の一部変更について	19
議案第 7 号	石川県税条例等の一部を改正する条例について	21
議案第 8 号	産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第 9 号	病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	33
議案第10号	旅館業法施行条例及び石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について	35
議案第11号	いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例について	37
議案第12号	石川県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	39
議案第13号	委託契約の締結について（南加賀道路 道路改良事業に伴う北陸本線牛ノ谷・大聖寺間熊坂跨線橋新設工事）	41
議案第14号	金沢港機能強化整備基金条例について	43
議案第15号	石川県港湾土地造成事業会計の利益積立金の目的外使用について	45
議案第16号	いしかわ景観総合条例の一部を改正する条例について	47
議案第17号	石川県営住宅条例の一部を改正する条例について	49
議案第18号	損害賠償額の決定について	51
報告第 1 号	平成29年度石川県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の報告について	53
報告第 2 号	石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	59
報告第 3 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	63
報告第 4 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	65
報告第 5 号	県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起の専決処分の報告について	67
報告第 6 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	69
報告第 7 号	平成29年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について	71

報告第 8 号	平成29年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について……………81
報告第 9 号	平成29年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について……………83
報告第10号	平成29年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について……………85
報告第11号	平成29年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について……………87
報告第12号	平成29年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書について……………89
報告第13号	平成29年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について……………91

議案第 1 号

平成30年度石川県一般会計補正予算(第 1 号)

平成30年度の石川県一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,061,788千円を追加し、歳入歳出それぞれ554,412,788千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 平成30年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成30年 5 月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成30年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 116,800,000	千円 3,700,000	千円 120,500,000
	1 地方交付税	116,800,000	3,700,000	120,500,000
7 分担金及び金		2,095,277	1,036,536	3,131,813
	1 分担金	132,460	32,750	165,210
	2 負担金	1,962,817	1,003,786	2,966,603
8 使用料及び料		7,754,219	110,548	7,864,767
	1 使用料	5,868,380	106,919	5,975,299
	2 手数料	1,885,839	3,629	1,889,468
9 国庫支出金		45,564,838	8,320,429	53,885,267
	1 国庫負担金	26,450,002	1,435,134	27,885,136
	2 国庫補助金	18,017,818	6,659,363	24,677,181
	3 国庫委託金	1,097,018	225,932	1,322,950
10 財産収入		488,010	750	488,760
	1 財産運用収入	267,552	750	268,302
11 寄附金		5,000	1,600	6,600
	1 寄附金	5,000	1,600	6,600
12 繰入金		12,835,828	7,159,214	19,995,042
	1 特別会計繰入金	308,824	864,476	1,173,300
	2 基金繰入金	12,527,004	6,294,738	18,821,742
14 諸収入		47,583,827	5,547,711	53,131,538

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 貸付金元利収入	千円 35,145,301	千円 1,137,024	千円 36,282,325
	4 受託事業収入	4,872,083	2,020,000	6,892,083
	6 雑 入	3,552,712	2,390,687	5,943,399
15 県 債		71,475,000	13,185,000	84,660,000
	1 県 債	71,475,000	13,185,000	84,660,000
歳 入 合 計		515,351,000	39,061,788	554,412,788

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 70,523,934	千円 1,084,177	千円 71,608,111
	1 総務管理費	9,201,995	1,038,411	10,240,406
	5 防災救助費	1,447,078	45,766	1,492,844
3 企画振興費		27,180,250	124,800	27,305,050
	1 企画振興費	27,180,250	124,800	27,305,050
4 県民文化スポーツ費		4,518,190	1,815,809	6,333,999
	1 県民費	1,191,060	26,200	1,217,260
	2 文化スポーツ費	3,327,130	1,789,609	5,116,739
5 健康福祉費		81,910,054	1,201,252	83,111,306
	1 高齢者福祉費	32,488,062	643,442	33,131,504
	2 子育て福祉費	13,151,914	465,065	13,616,979
	3 障害福祉費	10,825,451	11,500	10,836,951
	4 地域福祉費	14,083,575	3,000	14,086,575
	5 健康推進費	4,780,129	11,500	4,791,629
	7 医薬看護費	6,379,003	66,745	6,445,748
6 生活環境費		1,987,067	303,745	2,290,812
	1 生活環境費	1,987,067	303,745	2,290,812
7 商工労働費		34,420,986	6,214,200	40,635,186
	1 商工費	32,750,511	6,202,200	38,952,711
	2 労働費	1,581,775	12,000	1,593,775
8 観光費		2,572,449	362,900	2,935,349
	1 観光戦略推進費	2,572,449	362,900	2,935,349

款	項	補正前の額	補正額	計
9 農林水産業費		千円 26,052,850	千円 5,113,389	千円 31,166,239
	1 農業費	13,457,889	1,039,053	14,496,942
	2 畜産業費	858,062	58,597	916,659
	3 農地費	5,695,641	2,924,230	8,619,871
	4 林業費	4,068,873	812,788	4,881,661
	5 水産業費	1,972,385	278,721	2,251,106
10 土木費		42,788,372	21,277,300	64,065,672
	1 土木管理費	3,370,173	5,800	3,375,973
	2 道路橋りょう費	20,778,081	11,593,273	32,371,354
	3 河川海岸費	8,433,369	2,810,321	11,243,690
	4 港湾費	2,635,505	4,694,928	7,330,433
	5 都市計画費	5,588,757	2,081,504	7,670,261
	6 建築住宅費	1,982,487	91,474	2,073,961
11 警察費		24,715,913	442,059	25,157,972
	1 警察管理費	23,138,103	237,687	23,375,790
	2 警察活動費	1,577,810	204,372	1,782,182
12 教育費		100,308,766	1,122,157	101,430,923
	1 教育総務費	12,474,265	62,785	12,537,050
	3 高等学校費	22,379,719	946,756	23,326,475
	4 特別支援学校費	8,273,121	83,483	8,356,604
	5 社会教育費	2,000,017	29,133	2,029,150
歳出合計		515,351,000	39,061,788	554,412,788

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成30年度道路建設費	自 平成31年度 至 平成33年度	3,480,000 ^{千円}	自 平成31年度 至 平成33年度	3,680,000 ^{千円}
平成30年度河川改良費	平成31年度	150,000	自 平成31年度 至 平成35年度	3,550,000
航空消防防災体制整備費			平成31年度 平成32年度	2,934,000
平成30年度農業農村整備事業費			平成31年度 平成32年度	910,000
金沢港機能強化整備費			平成31年度	1,860,000
兼六園下交差点周辺整備事業費			平成31年度 平成32年度	1,725,000
平成30年度公営住宅建設費			平成31年度	642,000
交 番 等 建 設 費			平成31年度	43,000

議案第一号 平成三十年度石川県一般会計補正予算 債務負担行為

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
河川整備費	332,000			430,000		
砂防地すべり対策費	857,000			1,267,000		
国直轄砂防事業費負担金	320,000			502,000		
砂防地すべり防止施設整備費	163,000			196,000		
海岸保全費	200,000			278,000		
国直轄海岸事業費負担金	169,000			212,000		
港湾管理費	290,000			1,716,000		
国直轄港湾事業費負担金	658,000			749,000		
街路事業費	284,000			525,000		
都市計画整備費	42,000			53,000		
公園整備費	498,000			876,000		
公営住宅建設費	452,000			467,000		
警察施設費	390,000			493,000		
交通指導取締費	315,000			419,000		

高等学校整備費	971,000				1,350,000	
特別支援学校整備費	386,000				390,000	
財産管理費	35,000				48,000	
防災総務費	11,000				26,000	
文化振興費	147,000				1,192,000	
スポーツ振興費	29,000				272,000	
農業振興費					105,000	
農林総合研究センター費					77,000	
要介護高齢者対策費					290,000	
商工振興費					1,000	
工業試験場費					48,000	
計	71,475,000				84,660,000	

議案第2号

平成30年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成30年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成30年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(4)を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

区 分	既決予定額	補正予定額	計
新病院整備費	494,000千円	402,200千円	896,200千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,725,142千円」を「1,725,342千円」に、「1,129千円」を「1,329千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	2,834,462千円	402,000千円	3,236,462千円
第1項 企業債	1,191,000千円	402,000千円	1,593,000千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	4,559,604千円	402,200千円	4,961,804千円
第1項 病院建設改良費	1,227,260千円	402,200千円	1,629,460千円

第4条 予算第10条を予算第11条とし、予算第6条から予算第9条までを1条ずつ繰り下げる。

(企業債)

第5条 予算第5条の表中「494,000」を「896,000」に改め、同条を予算第6条とする。

第6条 予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度 新病院整備費	平成31年度	1,337,000千円

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第 3 号

平成30年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成30年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成30年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条中(4)を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

区 分	既決予定額	補正予定額	計
管理診療棟整備費	—	128,000千円	128,000千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資 本 的 収 入	307,753千円	128,000千円	435,753千円
第 1 項 企 業 債	178,000千円	128,000千円	306,000千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資 本 的 支 出	398,704千円	128,000千円	526,704千円
第 1 項 病 院 建 設 改 良 費	181,900千円	128,000千円	309,900千円

第 4 条 予算第10条を予算第11条とし、予算第 6 条から予算第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

(企業債)

第 5 条 予算第 5 条の表中「1,000」を「129,000」に改め、同条を予算第 6 条とする。

第 6 条 予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管理診療棟整備 実施設計等費	平成 31 年度	62,000千円

平成30年 5 月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第 4 号

平成30年度石川県港湾土地造成事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成30年度の石川県港湾土地造成事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成30年度石川県港湾土地造成事業会計予算(以下「予算」という。)第 4 条を予算第 5 条とする。

(資本的支出)

第 3 条 予算第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出に伴い不足する額2,000,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,135,524千円及び利益積立金864,476千円で補てんするものとする。)

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科	目			
第 1 款	資 本 的 支 出	—	2,000,000千円	2,000,000千円
第 1 項	他会計借入金償還金	—	1,135,524千円	1,135,524千円
第 2 項	利益積立金繰出金	—	864,476千円	864,476千円

平成30年 5 月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第 5 号

平成30年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成30年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成30年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	2,520,000千円	2,020,000千円	4,540,000千円
(資本的収入及び支出)			

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第 1 款 資本的収入		2,031,806千円	2,020,000千円	4,051,806千円
第 1 項 企業債		2,020,000千円	2,020,000千円	4,040,000千円
支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第 1 款 資本的支出		6,095,000千円	2,020,000千円	8,115,000千円
第 1 項 建設改良費		2,782,508千円	2,020,000千円	4,802,508千円
(企業債)				

第 4 条 予算第 6 条の表中

<table border="1"> <tr> <td>送水施設建設改良事業費</td> <td style="text-align: right;">2,020,000</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table>	送水施設建設改良事業費	2,020,000	千円	を	<table border="1"> <tr> <td>送水施設建設改良事業費</td> <td style="text-align: right;">4,040,000</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table>	送水施設建設改良事業費	4,040,000	千円	に改める。
送水施設建設改良事業費	2,020,000	千円							
送水施設建設改良事業費	4,040,000	千円							

平成30年 5 月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第6号

「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」の議決の一部変更について

昭和39年第1回石川県議会定例会において議決された議決第21号「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」のうち、その一部を次のように変更する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 対象事業及び負担率の表土・地改良の項中

「

ほ	場	整	備	事	業	1/5	中山間地域で行うものについては1.5/10	を
---	---	---	---	---	---	-----	-----------------------	---

」

「

ほ	場	整	備	事	業	1/5	中山間地域で行うものについては1.5/10 機構関連型で行うものについては1/10	に改める。
---	---	---	---	---	---	-----	--	-------

」

2 適用年度 平成30年度から

議案第七号

石川県税条例等の一部を改正する条例について

石川県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年五月二十九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項及び第三項中「によつて」を「により」に改める。

第四十三条中「の者」を「に掲げる者」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第八十三条に次の三項を加える。

- 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ 葉巻たばこ	一グラム
ロ パイプたばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	一グラム
二 かみ用の製造たばこ	一グラム
三 かぎ用の製造たばこ	一グラム

- 3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、法第七十四条の四第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- 4 前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、令第三十九条の九の二で定めるところによる。
- 第八十四条中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

附則第七条第三項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は

第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

附則第十二条の四第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第八十三条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第百三十九条第一項第二号中「号及び第百四十四条の十第一項」を「節」に改める。

第百四十一条第二項中「環境性能割の」を「前二項の規定によるほか、環境性能割の」に、「前項の規定にかかわらず、同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年石川県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百三十九条第一項又は前条の規定による申告書の提出を行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項の証紙に代えて、同項の環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付しなければならない。

第百四十四条の九第三項中「次条第一項」を「第百四十四条の十第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（種別割の徴収の方法の特例）

第百四十四条の九の二 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を省令第九条の十六に規定する方法により徴収する。

第三条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「この節」の下に「（第五十二条第二項及び第三項を除く。）」を加える。

第五十二条中「申告書」を「規定による申告書（次項及び第三項第一号において「納税申告書」という。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 特定法人である内国法人（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。）は、納税申告書により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項において「添付書類」という。）

を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、前項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

3 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

- 一 納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（法第五十二条第二項第四号に掲げる公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人
- 二 保険業法に規定する相互会社
- 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）
- 四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

第五十五条第一項第一号ロ中「個人、」の下に「投資法人（二）を加え、「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削り、「投資法人、」を「投資法人をいう。第六十条第四項第三号において同じ。）、特定目的会社（二）に改め、「（平成十年法律第百五号）」を削り、「特定目的会社」の下に「をいう。第六十条第四項第四号において同じ。」を加える。

第六十条を次のように改める。

（法人の事業税の申告納付）

第六十条 事業税の納税義務がある法人は、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八及び第七十二条の二十九の規定による申告書（次項において「申告書」という。）並びに法第七十二条の三十一第二項及び第三項の規定による修正申告書（以下この条において「納税申告書」と総称する。）並びに法又はこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（第三項において「添付書類」という。）を知事に提出し、並びにその申告した事業税額を納付しなければならない。

2 事業税の納税義務がある法人は、申告書の提出期限後においても第六十一条第一項に規定する決定の通知があるまでは、申告書を提出し、及びその申告した事業税額を納付することができる。

3 特定法人である内国法人（法第七十二条の十九に規定する内国法人をいう。）は、納税申告書により行うこととされ、又は納税申告書に添付書類を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、前二項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使

用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

4 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

- 一 納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人
- 二 保険業法に規定する相互会社
- 三 投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）
- 四 特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

第六十七条の二第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「（昭和三十年法律第三十七号）」を削る。

第六十七条の六の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第六十七条の六の二 特定法人（消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。）

である事業者（前条各項の事業者に限る。）は、同条の規定により、同条各項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前条の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項を、省令で定めるところにより、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

第八十三条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四を」を「〇・六を」に改める。

第八十四条中「九百三十円」を「千円」に改める。

附則第十条の三第二項後段を次のように改める。

この場合において、第六十七条の六第一項及び第二項の規定による申告に係る同条第一項及び第二項並びに第六十七条の六の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十七条の六第一項及び第二項	知事	税務署長
第六十七条の六の二	前条各項	前条第一項及び第二項
	）は、同条	）は、同条第一項又は第二項
	同条各項	同条第一項又は第二項
	については、前条	については、前条第一項及び第二項
	、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織	あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とそ

<p>を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して行う方法その他省令で定める方法により知事に</p>	<p>の申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として省令で定める方法により</p>
--	--

第四条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第八十三条第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六を」を「〇・八」に改める。

第八十四条中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第八十三条第三項中「第七十四条の四第三項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削る。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「は、二十八年新条例」を「は、石川県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十七項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。

附則第十八項の表附則第九項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 石川県税条例の一部を改正する条例(平成二十九年石川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項まで、第八項及び第九項中「新条例」を「改正後の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石川県税条例第八十三条に三項を加える改正規定及び同条例第八十四条の改正規定並びに第六条並びに附則第五項から第十項までの規定 平成三十年十月一日

二 第一条中石川県税条例第四十三条の改正規定及び同条例附則第七条第三項の改正規定 平成三十一年二月一日

- 三 第二条並びに附則第十一項、第二十五項及び第二十六項の規定 平成三十一年十月一日
- 四 第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第二項から第四項までの規定 平成三十二年四月一日
- 五 第三条中石川県税条例第八十二条第三項及び第八十四条の改正規定並びに附則第十二項から第十七項までの規定 平成三十二年十月一日
- 六 第四条及び附則第十八項から第二十三項までの規定 平成三十三年十月一日
- 七 第五条及び附則第二十四項の規定 平成三十四年十月一日

（県民税に関する経過措置）

- 2 前項第四号に掲げる規定による改正後の石川県税条例（以下「三十二年新条例」という。）第五十二条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 3 三十二年新条例第六十条の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

- 4 三十二年新条例附則第十条の三第一項後段の規定により読み替えられた三十二年新条例第六十七条の六の二の規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間が附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

- 5 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 6 平成三十年十月一日前に石川県税条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同条第八十五条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年改正法」という。）による改正前の地方税法第七十四条第一号に規定する製造たばこ（石川県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年石川県条例第三十二号）附則第六項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項から附則第十項までにおいて「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する石川県税条例第八十一条第一項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は平成三十年改正法第一条の規定による改正後の地方税法第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）

がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

- 7 前項に規定する者は、当該製造たばこの貯蔵場所又は当該製造たばこを直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年改正法附則第十条第三項に規定する申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。
- 8 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した平成三十年改正法附則第十条第三項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 9 附則第六項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の石川県税条例の規定中県たばこ税に関する部分（同条例第八十二条第一項、第八十四条、第八十五条、第八十六条の二、第八十六条の五及び第八十六条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十二条第二項	前項	石川県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年石川県条例第 号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第六項
第八十二条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第六項
第八十六条の三第二項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第七項の規定によつて申告書
	前条第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成三十年改正条例附則第七項及び第八項の規定によつて申告納付する
第八十六条の三第三項	前条第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第七項

- 10 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第六項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、石川県税条例第八十六条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第

八十六条の二各項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）附則第五条第三項で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

- 11 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 12 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 13 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた平成三十年改正法第一条の規定による改正後の地方税法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 14 前項に規定する者は、当該製造たばこの貯蔵場所又は当該製造たばこを直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年改正法附則第十二条第三項に規定する申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。
- 15 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した平成三十年改正法附則第十二条第三項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 16 附則第十三項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の石川県税条例の規定中県たばこ税に関する部分（同条例第八十三条第一項、第八十四条、第八十五条、第八十六条の二、第八十六条の五及び第八十六条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十三条第二項	前項	石川県税条例等の一部を改正する条例 （平成三十年石川県条例第 号。 以下この節において「平成三十年改正 条例」という。）附則第十三項
第八十三条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十三項
第八十六条の二第二項	前条第一項から第三項まで の規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第十四項の規 定によつて申告書

	前条第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成三十年改正条例附則第十四項及び第十五項の規定によつて申告納付する
第八十六条の二第三項	前条第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第十四項

- 17 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十三項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、石川県税条例第八十六条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第八十六条の二各項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）附則第四条第三項で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 18 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 19 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 20 前項に規定する者は、当該製造たばこの貯蔵場所又は当該製造たばこを直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年改正法附則第十三条第三項に規定する申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。
- 21 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した平成三十年改正法附則第十三条第三項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 22 附則第十九項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の石川県税条例の規定中県たばこ税に関する部分（同条例第八十三条第一項、第八十四条、第八十五条、第八十六条の二、第八十六条の五及び第八十六条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十二条第二項	前項	石川県税条例等の一部を改正する条例 (平成三十年石川県条例第 号。 以下この節において「平成三十年改正 条例」という。) 附則第十九項
第八十二条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十九項
第八十六条の三第二項	前条第一項から第三項まで の規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第二十項の規 定によつて申告書
	前条第一項から第三項まで の規定によつて申告納付す る	平成三十年改正条例附則第二十項及び 第二十一項の規定によつて申告納付す る
第八十六条の三第三項	前条第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第二十項

23 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十九項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、石川県税条例第八十六条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第八十六条の二各項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十五号)附則第五条第三項で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

24 附則第一項第七号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

25 第二条の規定による改正後の石川県税条例第四百四十一条第二項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

26 第二条の規定による改正後の石川県税条例第四百四十四条の九の二の規定は、平成三十一年度分の附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生する者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、県たばこ税の税率の引上げ等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八号

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年五月二十九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する
条例

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例（平成二十年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この条及び次条において「法」という。）第二十四条に規定する承認地域経済^{びえ}牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）第二条に規定する対象施設（以下この条から第三条までにおいて「対象施設」という。）を法第四条第二項第一号に規定する促進区域内に設置した法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の課税の特例について定めるものとする。

第二条中「第五条第五項」を「第四条第六項」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
- 2 この条例による改正前の産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例の

規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、県税の課税の特例措置に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年五月二十九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五項」を「（法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第二条中「命ずる場合」の下に「若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合」を加える。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（既存病床数に関する経過措置）

2 法第七条の二第一項若しくは第二項の申請があつた場合又は同条第三項の措置をとるべきことを命ずる場合若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る人所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附則第三項及び第四項を削る。

附則第五項の見出しを削り、同項を附則第三項とし、同項の前に見出しとして「(転換病床を有する病院の人員に関する経過措置)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

- 4 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に、再びその旨を知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第六項の見出しを削り、同項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を附則第五項とし、同項の前に見出しとして「(特定介護療養型医療施設等である療養病床を有する病院の人員に関する経過措置)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

- 6 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第九項中「この項」の下に「及び次項」を加える。

附則第十一項を附則第十三項とする。

附則第十項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を附則第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 12 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第九項の次に次の一項を加える。

- 10 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による医療法の一部改正等により、病院などの人員や施設に関する基準が見直されたこと等に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十号

旅館業法施行条例及び石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

旅館業法施行条例及び石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年五月二十九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

旅館業法施行条例及び石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和三十二年石川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項」を「第四条第二項」に、「営業施設」を「旅館業の施設」に、「第一条第一項第十一号、第二項第十号、第三項第七号及び第四項第五号」を「第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号」に、「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第二条中「営業施設」を「旅館業の施設」に改める。

第三条中「営業施設」を「旅館業の施設」に、「次の照度を有しなければならない」を「施設内のそれぞれの場所で、宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものでなければならない」に改め、同条各号を削る。

第六条第三号中「布とん及びまくらは、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除く」を「寝具は、適切に洗濯、管理等を行う」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とする。

第十三条の見出し中「旅館業営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同条第一項中「第一条第一項第十一号、第二項第十号、第三項第七号及び第四項第五号」を「第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号」に、「旅館業営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同項第一号を削り、同項中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第一号イの基準はホテル営業について、同項第四号ロの基準は」を「前項第三号ロの基準は、」に改め、同条を第十二条とする。

議案第十号 旅館業法施行条例及び石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

(石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年石川県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「ホテル営業及び同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

旅館業法等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十一号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例について

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年五月二十九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

第一条 いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第七十三条中第二項を第三項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 2 県内一般事業主であつて常時雇用する労働者の数が二十一人以上四十九人以下のものは、一般事業主行動計画を策定し、公表するよう積極的に努めなければならない。

第二条 いしかわ子ども総合条例の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「五十人以上」を「二十一人以上」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附 則

この条例中第一条の規定は平成三十一年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

提案理由

仕事と子育てを両立できる、働きやすい職場環境づくりを一層推進するため、一般事業主行動計画の策定義務対象企業の裾野の拡大を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

石川県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

石川県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年五月二十九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

石川県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和三十年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県営土地改良事業分担金等徴収条例

第一条中「に基いて」を「による」に改め、「分担金」の下に「及び法第九十一条の二の規定による特別徴収金」を加える。

第二条の見出しを「(分担金の徴収)」に改める。

第四条の見出し中「徴収の」を「分担金の徴収」に改める。

第六条の見出しを「(特別徴収金の徴収)」に改め、同条第一項を次のように改める。

知事は、事業であつて規則で定めるものの施行に係る地域内にある土地につき第二条第一項に規定する者が、当該事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して八年を経過する日までの間に、当該土地の全部若しくは一部を当該事業の計画において予定した用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。）をした場合又は当該土地の全部若しくは一部を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

第六条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「転用にかかる」を「第一項の特別徴収金の徴収に係る」に、「第一項の分担金」を「当該特別徴収金」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「の分担金」を「又は第二項の特別徴収金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に、「分担金」を「特別徴収金」に、「にかかる」を「に係る」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改良事業（以下この項において

「機構関連事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において運用する法第八十七条第五項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して八年を経過しない間に、法第九十一条の二第六項の当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

- 3 前二項の特別徴収金の額は、当該事業に要した費用の額にその徴収に係る土地の面積を当該事業の施行に係る地域内にある土地の面積で除して得た数値(以下この項において「目的外用途の割合」という。)を乗じて得た額から、当該事業につき第二条第一項若しくは第二項又は法第九十一条第六項の規定により県が徴収した額に目的外用途の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

附則第二項中「及び第六条第一項」を削り、「とあるのは「交付」を」とあるのは、「交付」に改め、「第六条第一項中「補助金の交付」とあるのは「貸付け」と、「交付された補助金の額及び県の自己負担額」とあるのは「交付された補助金及び貸付けを受けた貸付金の額並びに県の自己負担額」と」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第六条第一項の規定による特別徴収金は、この条例の施行の日以後に土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第五項の規定による公告のあつた県営土地改良事業について適用し、同日前に同項の規定による公告のあつた県営土地改良事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第六条第二項の規定による特別徴収金は、この条例の施行の日以後に同項に規定する場合に該当する同項に規定する者について適用する。

提案理由

土地改良法の一部改正により、農地中間管理機構が借り入れた農地について農業者から分担金を徴収しない土地改良事業が創設されたことに伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

委託契約の締結について

委託契約を次のとおり締結する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託事業の名称 南加賀道路 道路改良事業に伴う北陸本線牛ノ谷・大聖寺間熊坂跨線橋新設工事

2 契約金額 1,048,221,000円

3 契約の相手方

金沢市広岡三丁目3番77号 J R 金沢駅西第一NKビル

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員金沢支社長 児 島 邦 昌

議案第十四号

金沢港機能強化整備基金条例について

金沢港機能強化整備基金条例を次のように制定する。

平成三十年五月二十九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

金沢港機能強化整備基金条例

(設置)

第一条 金沢港の機能強化の推進に要する経費の財源に充てるため、金沢港機能強化整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

金沢港の機能強化を推進するため、金沢港機能強化整備基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

石川県港湾土地造成事業会計の利益積立金の目的外使用について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第24条第2項の規定により、石川県港湾土地造成事業会計の利益積立金864,475,729円を取り崩し、金沢港の機能強化の推進に要する経費の財源として目的外使用する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第十六号

いしかわ景観総合条例の一部を改正する条例について

いしかわ景観総合条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年五月二十九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

いしかわ景観総合条例の一部を改正する条例

いしかわ景観総合条例（平成二十年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

屋外広告物法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十七号

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例について

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年五月二十九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例

石川県県営住宅条例（昭和三十四年石川県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第十九号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

第十四条第一項ただし書中「ない場合」の下に「（同項ただし書に規定する場合を除く。）」を加え、「規定による請求」を「規定による報告の請求」に改める。

第十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が省令第八条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第三十六条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

第十五条第二項中「公営住宅法施行規則第八条」を「省令第七条」に改め、同条第三項中「基づき」の下に「（同項ただし書に規定する場合にあつては、省令第九条に規定する方法により）」を加える。

第三十一条第二項中「第八条第二項」の下に「（第十五条第一項ただし書に規定する場合にあつては、政令第八条第三項において読み替えて準用する同条第二項）」を加える。

第三十九条及び第四十条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

別表一里野団地県営住宅の項を削り、同表に次のように加える。

白帆台団地県営住宅	河北郡内灘町
-----------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新たに管理を開始する県営住宅の名称及び位置を定めるとともに、用途廃止する県営住宅について管理を終了する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第1号

平成29年度石川県一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第13号

平成29年度石川県一般会計補正予算（第7号）

平成29年度の石川県一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,170,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ559,618,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成29年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

△印 減

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県	税	147,630,000	52,000	147,682,000
3 地	1 県民税	49,620,600	52,000	49,672,600
3 地	1 地方譲与税	19,280,417	132,583	19,413,000
	1 地方法人特別譲与税	17,170,417	5,907	17,176,324
	2 地方揮発油譲与税	2,000,000	101,852	2,101,852
	3 石油ガス譲与税	100,000	20,654	120,654
	4 航空機燃料譲与税	10,000	4,170	14,170
5 地	地方交付税	125,804,500	1,015,000	126,819,500
	1 地方交付税	125,804,500	1,015,000	126,819,500
11 寄	附金	116,139	170,000	286,139
	1 寄附金	116,139	170,000	286,139
12 繰	入	5,859,081	1,140,000	4,719,081

	2 基 金 繰 入 金	5,534,597 △	1,140,000	4,394,597
14 諸 収 入		49,855,833 △	1,044,583	48,811,250
	1 延滞金、加算金及び過料等	220,982 △	6,821	214,161
	3 貸付金元利収入	32,698,305 △	8,750	32,689,555
	5 収益事業収入	3,800,000 △	1,029,012	2,770,988
15 県 債		79,811,000	5,985,000	85,796,000
	1 県 債	79,811,000	5,985,000	85,796,000
	歳 入 合 計	554,448,496	5,170,000	559,618,496

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		73,387,048	5,170,000	78,557,048
	1 総 務 管 理 費	9,774,044	5,170,000	14,944,044
	歳 出 合 計	554,448,496	5,170,000	559,618,496

報告第一号 平成二十九年石川県一般会計補正予算(第七号)の専決処分の報告について

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
観光振興費	55,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式でついで、率の見直した後は、当該利率)	54,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式でついで、率の見直した後は、当該利率)
農業農村整備事業費	2,540,000					
農地防災事業費	590,000					
治山費	682,000					
水産業振興費	563,000					
漁港建設費	222,000					
土木総務費	845,000					
道路建設費	9,415,000					
道路整備費	4,572,000					
国直轄道路事業費負担金	3,801,000					
河川改良費	4,015,000					
河川整備費	921,000					
砂防地すべり対策費	2,052,000					

国直轄砂防事業費負担金	650,000			649,000
海岸保全費	340,000			339,000
港湾管理費	646,000			596,000
港湾改良費	447,000			445,000
国直轄港湾事業費負担金	1,202,000			1,199,000
街路事業費	908,000			905,000
都市計画整備費	86,000			88,000
公園整備費	1,046,000			1,093,000
建築指導費	85,000			84,000
高等学校整備費	1,298,000			1,297,000
特別支援学校整備費	431,000			428,000
耕地災害復旧事業費	2,000			1,000
土木施設災害復旧費	850,000			848,000
港湾災害復旧費	218,000			216,000
国直轄空港事業費負担金	12,000			10,000

報告第一号 平成二十九年 度石川県一般会計補正予算(第七号)の専決処分の報告について

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	限度額 千円	起債の方法	利率
交通対策費	8,793,000			8,745,000		
自然環境費	3,000			2,000		
減収補填費	—			5,985,000		
計	79,811,000			85,796,000		

報告第2号

石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第十二号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年三月三十一日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項及び第三項中「第七十二条の二十八第二項又は」を「第七十二条の二十八第二項及び」に改める。

第五十五条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下に「（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を加える。

第七十五条第一項中「においては」を「には」に、「。以下」を「。以下この条及び第七十八条第二項第四号において」に、「二戸について」を「二戸に、「について」を「」について」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第八項中「第六項各号」を「第七項各号」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「ほか、第一項の」を「ほか、」に、「場合の」を「場合における」に、「その他同項及び第二項」を「その他の同項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前三項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準

不適合既存住宅（法第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この条から第七十八条の二までにおいて同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額する。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十八条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十八条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

第七十六条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十八条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に、「足る書類を添附して」を「足りる書類を添付して」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第七十七条中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に改める。

第七十八条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に改める。

第七十八条の二第一項中「（法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この項及び第五項において同じ。）」を削り、同条第五項中「足る」を「足りる」に改める。

附則第十一条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

附則第十二条の二の二中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第十二条の二の三中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十二条の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、

同項の表第七号中

- | | |
|---|---|
| <p>1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途</p> <p>2 ガスタービン発電装置の動力源の用途</p> | を |
|---|---|

「汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途

に改め、同表中第八号を

削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

- 2 改正後の第五十五条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 3 改正後の第七十五条から第七十八条の二までの規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 4 改正後の附則第十二条の四第一項の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

報告第4号

損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第2号

損害賠償額の決定について

平成29年8月29日発生による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成30年4月23日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | | | | | | | | |
|---|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 相手方 | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| 2 | 賠償額 | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |

平成29年8月29日午後0時15分頃、金沢市桜田町一丁目213番地先路上において、産業政策課課参事西村聡の運転する普通乗用自動車が■■■■■の運転する■■■■■所有の普通乗用自動車に追突し、同車に損害を与えたとともに、同人に対し2日間の通院加療を要する被害を与えたもの

報告第5号

県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起の専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第4号

県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起について

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条第1項の規定による訴えを次のとおり提起するものとする。

平成30年5月23日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件の内容

訴えの相手方	訴えの内容	訴えを提起する裁判所
<p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p>	<p>石川県県営住宅条例（昭和34年石川県条例第45号）第42条第1項第2号の規定に該当する■■■■■に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同条第4項の規定による金銭の支払を請求するもの</p>	<p>金沢地方裁判所</p>
<p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p>	<p>石川県県営住宅条例第42条第1項第2号の規定に該当する■■■■■に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同条第4項の規定による金銭の支払を請求するもの</p>	<p>金沢地方裁判所 七尾支部</p>

訴えの相手方	訴えの内容	訴えを提起する裁判所
<p>■■■■ ■■■■ ■■■■</p>	<p>石川県営住宅条例第42条第1項第2号の規定に該当する■■■■に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同条第4項の規定による金銭の支払を請求するもの</p>	<p>金沢地方裁判所</p>
<p>■■■■ ■■■■ ■■■■</p>	<p>石川県営住宅条例第13条第1項の規定に基づき承認を得ずに、入居者■■■■が■■■■に死亡した後も居住を継続し、同条例第42条第1項第6号の規定に該当する同居者■■■■に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに同条第4項の規定による金銭の支払及び民法第709条に基づく賃料相当損害金の支払を請求するもの</p>	<p>金沢地方裁判所</p>
<p>■■■■ ■■■■ ■■■■</p>	<p>石川県営住宅条例第13条第1項の規定に基づき承認を得ずに、入居者■■■■が■■■■に死亡した後も居住を継続し、同条例第42条第1項第6号の規定に該当する同居者■■■■に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに同条第4項の規定による金銭の支払及び民法第709条に基づく賃料相当損害金の支払を請求するもの</p>	<p>金沢地方裁判所</p>

2 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

報告第7号

平成29年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成29年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成29年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財 源	左の財源			内訳		
						未 収 入 金	特 定 財 源		財 源 其 他	一 般 財 源	
							国 支 出 金	地 方 債			其 他
2 総務費			299,000,000	299,000,000		299,000,000					
	5 防災救助費		299,000,000	299,000,000		299,000,000					
3 企画振興費			984,061,000	776,047,560			690,000,000		8,210,338		77,837,222
	1 企画振興費		984,061,000	776,047,560			690,000,000		8,210,338		77,837,222
4 県民文化 スポーツ費			984,061,000	776,047,560			690,000,000		8,210,338		77,837,222
		北陸新幹線建設費	984,061,000	776,047,560			690,000,000		8,210,338		77,837,222
			99,360,000	99,360,000							99,360,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国支出金	地方債	特定財源		
5	健康福祉費	2 スポーツ文化費	99,360,000	99,360,000					99,360,000	
		新県立図書館整備推進費	99,360,000	99,360,000					99,360,000	
5	健康福祉費	1 高齢者福祉費	1,149,660,000	789,855,800	525,395,800	214,868,000			49,592,000	
		介護サービス費	289,074,000	289,074,000	289,074,000					
5	健康福祉費	2 子育て福祉費	215,533,000	209,228,000	93,542,000	115,686,000				
		保育環境整備事業費	215,533,000	209,228,000	93,542,000	115,686,000				
5	健康福祉費	3 障害福祉費	436,502,000	148,774,000		99,182,000			49,592,000	
		障害者支援施設整備費	436,502,000	148,774,000		99,182,000			49,592,000	
5	健康福祉費	7 医薬看護費	208,551,000	142,779,800	142,779,800					
		ドクターヘリ導入推進事業費	208,551,000	142,779,800	142,779,800					
6	生活環境費		7,096,000	5,346,000		5,346,000				
		1 生活環境費	7,096,000	5,346,000		5,346,000				
6	生活環境費		7,096,000	5,346,000		5,346,000				
		生活基盤施設耐震化等事業費	7,096,000	5,346,000		5,346,000				

9 農 水 産 業 費	林業費		10,431,580,000	10,335,092,372	162,864,682	5,745,100,354	2,410,000,000	1,004,652,990	1,012,474,346	
		1 農 業 費	1,282,544,000	1,271,292,000		811,292,000			460,000,000	
			担い手農業機械導入 支 援 事 業 費	298,000,000	286,748,000		286,748,000			
			鳥獣害防止対策費	34,411,000	34,411,000		34,411,000			
			産地収益力強化農業 施設等整備事業費	20,133,000	20,133,000		20,133,000			
			農業施設等雪害 緊急復旧対策事業費	930,000,000	930,000,000		470,000,000			460,000,000
		2 畜産業費		48,409,000	48,409,000		47,509,000			900,000
			能登牛1000頭生産 体制整備事業費	48,409,000	48,409,000		47,509,000			900,000
		3 農 地 費		6,705,295,000	6,694,268,080	4,050,601	3,664,576,154	1,816,000,000	990,184,590	219,456,735
			県営ほ場整備事業費	4,916,018,000	4,913,015,440		2,689,656,850	1,348,000,000	749,451,950	125,906,640
			広域営農団地 農道整備事業費	492,232,000	486,931,400		237,715,500	161,000,000	71,314,650	16,901,250
			県営一般農業 道 整備 事業費	4,771,000	4,770,200	1,192,500	2,385,000	1,000,000		192,700
			農村総合整備事業費	121,500,000	121,500,000		105,600,000			15,900,000
	県営かんがい 排水事業費	82,761,000	81,761,000		40,880,500	18,000,000	20,440,250	2,440,250		
	基幹水利施設予防 保全対策事業費	150,400,000	150,400,000		79,200,000	37,000,000	33,600,000	600,000		

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左の財源の内訳				一般財源	
						収入 特定財源	未収入 特定財源				その他
							国 支 出 金	地 方 債	定 額		
		国営造成揚水施設等 管理事業費	44,969,000	44,968,360	2,698,101	16,908,104				25,362,155	
		地籍調査費	33,000,000	33,000,000		10,000,000				23,000,000	
		再生可能エネルギー 導入促進費	12,393,000	12,393,000		12,393,000					
		老朽たぬ池 整備事業費	168,240,000	167,518,120	160,000	91,429,800	48,000,000	26,437,760		1,490,560	
		用排水施設 整備事業費	489,053,000	488,053,000		267,237,350	140,000,000	79,280,280		1,535,370	
		農業用河川工作物 応急対策事業費	94,772,000	94,771,840		49,924,050	32,000,000	9,077,100		3,770,690	
		地すべり対策事業費	48,456,000	48,456,000		24,228,000	23,000,000			1,228,000	
		海岸保全施設 整備事業費	19,421,000	19,420,920		9,710,000	8,000,000	582,600		1,128,320	
		県営震災対策農業 施設整備事業費	27,309,000	27,308,800		27,308,000				800	
	4 林業費		1,767,082,000	1,754,305,292	157,963,481	1,107,527,200	246,000,000	14,468,400		228,346,211	
		造林事業費	519,287,000	513,624,174		305,015,200				208,608,974	
		いしかわ森林 環境基金事業費	244,220,000	241,541,481	157,963,481	83,578,000					
		森林整備・林業 活性化事業費	436,084,000	436,084,000		436,084,000					
		林道開設事業費	12,620,000	12,620,000		8,950,000				3,670,000	

	県営林道開設事業費	100,156,000	99,255,320		48,228,000	32,000,000	14,468,400	4,558,920
	山地治山事業費	306,075,000	302,721,480		148,847,000	144,000,000		9,874,480
	防災林整備事業費	2,250,000	2,166,800		1,084,000	1,000,000		82,800
	水源地域整備事業費	130,822,000	130,724,037		65,363,000	64,000,000		1,361,037
	災害関連緊急治山事業費	15,568,000	15,568,000		10,378,000	5,000,000		190,000
5	水産業費	628,250,000	566,818,000	850,600	114,196,000	348,000,000		103,771,400
	漁業経営改善費	37,000,000	20,500,000		20,500,000			
	漁業取締船建造費	392,328,000	388,872,000			291,000,000		97,872,000
	漁港修築費	74,750,000	47,200,000		22,725,000	22,000,000		2,475,000
	漁港局部改良費	8,506,000	8,506,000	850,600	4,253,000	3,000,000		402,400
	漁港機能保全費	69,432,000	64,306,000		34,380,000	28,000,000		1,926,000
	漁港海岸整備費	10,192,000	10,192,000		5,096,000	4,000,000		1,096,000
	漁港施設整備費	36,042,000	27,242,000		27,242,000			
10	土木費	30,219,600,000	24,227,899,951	92,130,123	6,892,824,238	10,185,000,000	2,119,595,754	4,938,349,836
	1 土木管理費	576,279,000	576,279,000			91,000,000		485,279,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源内訳				一般財源	
						未 収 入 金	国 支 出 金	収入			財 源 其 他
								特 定 財 源	地 方 債		
		県土木総合事務所 等移転事業費	576,279,000	576,279,000			91,000,000			485,279,000	
	2	道路 橋りょう費	14,275,587,000	11,198,659,250	61,763,026	2,368,936,360	4,677,000,000	1,488,252,150	2,602,707,714		
		国道改築費	1,654,000,000	1,473,800,000		383,146,645	652,000,000		438,653,355		
		地方道改築費	5,897,000,000	4,330,000,000		1,123,911,425	1,932,000,000		1,274,088,575		
		橋りょう補修費	552,017,000	462,686,171		212,208,777	225,000,000		25,477,394		
		道路災害防除費	1,494,974,000	1,369,352,467		365,301,119	614,000,000		390,051,348		
		交通安全施設費	41,794,000	31,121,116		17,116,614	12,000,000		2,004,502		
		雪寒地域道路事業費	26,058,000	26,058,000		15,634,800	10,000,000		423,200		
		道路施設長寿命化 対策事業費	1,266,082,000	1,034,320,519		245,367,960	427,000,000		361,952,559		
		災害関連緊急 道路改良事業費	47,530,000	12,498,040		6,249,020	5,000,000		1,249,020		
		いしかわ広域交 流幹線道路費	660,000,000	448,000,000	42,052,582		387,000,000		18,947,418		
		観光石川周回廊 整備事業費	55,000,000	41,728,760	4,138,599		25,000,000		12,590,161		
		安全・安心道路 整備事業費	22,000,000	19,000,000	1,806,749		13,000,000		4,193,251		
		県単道路改良費	235,000,000	152,173,160	13,765,096		107,000,000	6,913,450	24,494,614		

	県水送水管耐震化事業	1,874,000,000	1,481,000,000				1,481,000,000		
	のと里山海道景観対策	7,000,000	6,500,000			5,000,000			1,500,000
	県単道路特別整備費	6,304,000	3,387,000			3,000,000	338,700		48,300
	道路環境改善費	67,772,000	26,475,400			22,000,000			4,475,400
	災害に強い道路整備事業	369,056,000	280,558,617			238,000,000			42,558,617
	3 河川海岸費	10,129,991,000	8,398,838,148	8,191,414	3,402,653,027	4,119,000,000	310,389,393		558,604,314
	広域河川改修費	5,243,708,000	4,278,292,109		2,137,263,516	2,054,000,000			87,028,593
	情報基盤緊急整備事業	307,872,000	302,463,960		151,231,980	148,000,000			3,231,980
	都市基盤河川改修費	138,400,000	130,986,000			126,000,000			4,986,000
	県単河川改良費	4,082,000	4,082,000			4,000,000			82,000
	河川改良受託事業費	375,741,000	245,700,000				245,700,000		
	堰堤改良費	197,418,000	79,525,260	1,512,782	30,217,493	34,000,000	9,494,629		4,300,356
	県単河川防災費	28,000,000	28,000,000			28,000,000			
	緊急県単河川防災費	479,455,000	412,117,480			412,000,000			117,480
	通常砂防事業費	1,269,911,000	1,158,375,330		288,342,582	538,000,000			332,032,748

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既 特 定 財 源	未 収 入				財 源
						国 支 出 金	地 方 債	特 定		
		地すべり対策事業費	640,424,000	532,460,473	266,032,737	198,000,000			68,427,736	
		急傾斜地崩壊 対策事業費	902,942,000	792,616,560	363,203,045	321,000,000		55,194,764	46,540,119	
		災害関連緊急 地すべり対策事業費	115,982,000	88,354,760	58,903,174	26,000,000			3,451,586	
		県単土石流 対策	65,157,000	50,101,616		49,000,000			1,101,616	
		緊急土砂災害対策費	110,399,000	79,595,600		79,000,000			595,600	
		海岸侵食対策費	250,500,000	216,167,000	107,458,500	102,000,000			6,708,500	
	4 港湾費		1,128,296,000	669,137,500	111,844,880	341,000,000		139,180,191	77,112,429	
		金沢港強化 設備整備費	327,840,000	287,761,500	54,487,547	126,000,000		84,559,508	22,714,445	
		港湾修繕費	82,406,000	74,154,000		40,000,000		17,448,500	16,705,500	
		金沢港埋立 地整備事業費	134,347,000	98,134,000		72,000,000			26,134,000	
		七尾港埋立 地整備事業費	15,000,000	14,415,000		10,000,000			4,415,000	
		金沢港大水深岸 壁整備促進費	4,900,000	4,900,000	1,470,000	2,000,000		1,143,333	286,667	
		港湾補修費	440,687,000	108,319,000	36,106,333	54,000,000		16,247,850	1,964,817	
		港湾環境整備費	103,116,000	81,454,000	19,781,000	37,000,000		19,781,000	4,892,000	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源内訳			一般財源
						未 収 入	定 財 源		
							国 支 出 金	地 方 債	
13 災害復旧費	5 社会教育費		500,000	400,000					400,000
		史跡名勝天然記念物 保存事業費	500,000	400,000					400,000
13 災害復旧費	1 農林水産業 施設災害 復旧費		1,565,100,000	1,029,778,169		722,591,889	303,000,000		4,186,280
			287,870,000	215,090,849		188,079,089	25,000,000		2,011,760
		29年発生団体 災害復旧費	147,970,000	103,425,089		103,425,089			
		29年発生地すべり 災害復旧費	1,764,000	1,764,000		1,176,000			588,000
		29年発生林地荒廃 防止施設災害復旧費	58,899,000	58,299,000		38,619,000	19,000,000		680,000
		29年発生林道 災害復旧費	22,145,000	15,784,000		15,716,000			68,000
		29年発生県有林道 災害復旧費	57,092,000	35,818,760		29,143,000	6,000,000		675,760
			1,277,230,000	814,687,320		534,512,800	278,000,000		2,174,520
			750,222,000	486,782,320		319,100,800	166,000,000		1,681,520
			527,008,000	327,905,000		215,412,000	112,000,000		493,000
	44,755,957,000	37,562,779,852		780,390,605	13,588,000,000	3,132,459,082	6,182,199,684		
合	計								

報告第8号

平成29年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成29年度石川県一般会計歳出予算の事故繰越しについて、次のとおり報告する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成29年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			明 説
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
8 観光費	1 観光戦 略推 進費		109,040,867	80,636,867	28,404,000		28,404,000		26,202,000	2,202,000	
		いしかわ動物園 整備費	109,040,867	80,636,867	28,404,000		28,404,000		26,202,000	2,202,000	豪雪により工 事の施工に 不測の日数 を要した ため
9 農水産業費	4 林業費		830,214,274	735,150,754	95,063,520		95,063,520		95,063,520		
		森林整備・林業 活性化事業費	830,214,274	735,150,754	95,063,520		95,063,520		95,063,520		豪雪により工 事の施工に 不測の日数 を要した ため
合 計			939,255,141	815,787,621	123,467,520		123,467,520		121,265,520	2,202,000	

報告第9号

平成29年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成29年度石川県公営競馬特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成29年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入			内訳												
					既 特定 収入	未 収 入		財 源 定 額	財 源		一 般 会 計 か ら 繰 入									
						国 支 出 金	地 方 債		そ の 他	円		円	円							
1	公営競馬費		167,000,000	67,071,248	67,071,248															
		1 公営競馬費	167,000,000	67,071,248	67,071,248															
		施設整備費	167,000,000	67,071,248	67,071,248															
		計	167,000,000	67,071,248	67,071,248															
		合																		

報告第10号

平成29年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成29年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成29年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源			内訳		一般会計 から繰入
					既 特定 収入 源	未 国 支出 金	収入 地方 債	財 定 額	財 源 其 他	
1 港湾 整備 事業 費	2 整備 費	整備費	727,000,000	514,000,000			514,000,000			
			727,000,000	514,000,000			514,000,000			
合 計			727,000,000	514,000,000			514,000,000			

報告第11号

平成29年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成29年度石川県流域下水道特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成29年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左の財源内訳			一般会計 から繰入	
						未 国 支 出 金	収入 特定 財源			
							地方債	その他		
1 流域下水道 事業費	1 建設費		193,515,000	193,512,185		109,434,590	43,000,000	41,077,595		
			193,515,000	193,512,185		109,434,590	43,000,000	41,077,595		
		梯 建	川 処 理 区 費	65,603,000	65,602,325		37,688,230	14,000,000	13,914,095	
		大 建	聖 寺 川 処 理 区 費	41,280,000	41,278,700		20,185,800	11,000,000	10,092,900	
		犀 建	川 処 理 区 費	86,632,000	86,631,160		51,560,560	18,000,000	17,070,600	
合 計			193,515,000	193,512,185		109,434,590	43,000,000	41,077,595		

報告第12号

平成29年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成29年度石川県立中央病院事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成29年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						他会社負担金	損留保	定資金			
1	資本的支出		21,628,763,000	21,522,793,785	100,000,000	100,000,000			5,969,215		
		1	病院建設改良費	19,766,928,000	19,660,964,807	100,000,000	100,000,000			5,963,193	
		資産購入費	5,314,189,000	5,208,235,170	100,000,000	100,000,000			5,953,830		機器仕様の調整に不測の日数を要したため

報告第13号

平成29年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成29年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成30年5月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成29年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する購入限度額	説明
						企業債	損留保勘定資金			
1	建設改良費	送水施設建設改良事業費	7,553,179,000	6,070,878,461	1,481,000,000	1,481,000,000	1,481,000,000	1,300,539		
			4,493,155,000	3,010,855,395	1,481,000,000	1,481,000,000	1,481,000,000	1,299,605		
			4,040,000,000	2,559,000,000	1,481,000,000	1,481,000,000	1,481,000,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年繰 越額 円	左の財源内訳		不用額 円	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたなな制資産の 購入限度額 円	説明
						受託工事 収入 円	損益 留保 資金 円			
1 水道用水供給 事業費	1 営業用		5,791,960,000	5,628,627,873	97,619,761	20,868,961	76,750,800	65,712,366		
			5,660,421,000	5,504,698,415	97,619,761	20,868,961	76,750,800	58,102,824		
		原水費、浄水 費及び送水費	5,417,587,000	5,286,663,228	76,750,800		76,750,800	54,172,972		資材調達に不測の日数を要したため
		受託工事費	72,260,000	51,300,990	20,868,961	20,868,961		90,049		関係機関との調整に不測の日数を要したため